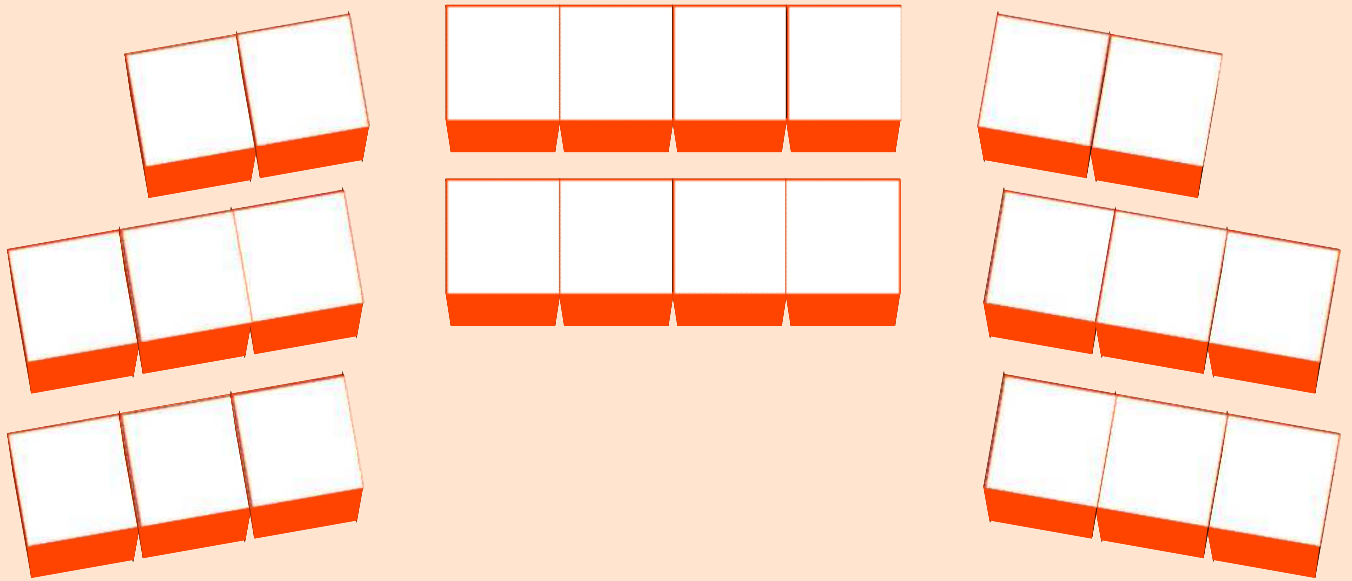


VOL.198

2022・12

市議会レポート



青梅市議会事務局

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	4
総務企画委員会	
議長会の動き	8
東京都市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	10
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京河川改修促進連盟	
東京都道路整備事業推進大会	
青梅市議会新着図書目録	17
要綱・要領等の制定、改廃の状況	18
制定された要綱・要領	20
令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付要綱	以下22件

議 会 日 誌

< 8 月 >

- 3 日 (水) ~ 4 日 (木) 一般・特別会計決算、下水道事業会計決算、モーターボート競走事業会計決算および基金運用状況等審査 [第 3 委員会室—野島監査委員]
- 4 日 (木) 午後 2:00 東京都市議会調査事務研究会 [東京都議会議事場—議事係長]
午後 3:00 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—鴨居議長、局長]
- 8 日 (月) 午前 10:00 総務企画委員会
午前 11:00 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [みどり市役所—局長]
午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第 3 委員会 [東京自治会館—天沼議員、庶務係主任]
午後 2:00 東京都市議会報研究会 [府中市役所—調査係長、調査係主任]
- 9 日 (火) 午後 1:00 東京都河川改修促進連盟総会・促進大会 [練馬文化センター—鴨居議長、鴻井副議長、大勢待環境建設委員長、山田環境建設副委員長、局長]
- 12 日 (金) 午後 1:30 議会運営委員会
- 17 日 (水) 午後 3:00 東海地区競艇主催地議会協議会事務局行政視察 [ボートレース多摩川]
- 23 日 (火) 午前 9:00 決算審査講評 [庁議室—野島監査委員]
- 25 日 (木) ~ 26 日 (金) 全国都市監査委員会定期総会 [神奈川県民ホール—野島監査委員]
- 27 日 (土) 午前 11:00 東京高円寺阿波おどり [杉並芸術会館—鴨居議長、局長]
- 30 日 (火) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]
午後 3:00 議会運営委員会

< 9 月 >

- 5 日 (月) 午前 10:00 定例記者会見 [市役所会議室—鴨居議長、鴻井副議長、局長]
- 6 日 (火) 午前 10:00 令和 4 年市議会定例会 9 月定例議会 本会議 [議案審議、陳情審議、一般質問]

	午後 4:19	議会運営委員会
7日(水)	午前10:00	本会議 [一般質問]
8日(木)	午前10:00	本会議 [一般質問、陳情審議]
	午前12:26	予算決算委員会理事会
9日(金)	午前 9:30	環境建設委員会
	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
15日(木)	午前10:00	予算決算委員会
	午後 1:10	全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1.「第7次青梅市総合長期計画」の策定状況について、2.青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について、3.「青梅市道幹14号線に隣接する土地の売買に関する基本協定書」の締結等について]
	午後 3:00	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
16日(金)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議]
	午前10:51	総合病院建替特別委員会
	午後 1:27	新型コロナウイルス対策特別委員会
21日(水)	午前10:00	予算決算委員会
22日(木)	午前10:00	予算決算委員会
26日(月)	午前10:00	予算決算委員会
28日(水)	午後 1:30	例月出納検査 [第3委員会室—野島監査委員]
29日(木)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会中間報告、委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告]
＜10月＞		
1日(土)	午前 9:15	青梅市敬老会
	午前10:00	小平市制施行60周年記念式典 [ルネこだいら—局長]
	午後 1:00	杉並区区制施行90周年記念式典 [杉並公会堂—鴻井副議長、次長]
4日(火)	午後 2:30	小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール審査会 [市役所会議室—大勢待環境建設委員長]

- 6日(木) 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計決算審査 [羽村市水道事務所―片谷議員]
- 7日(金) 午前10:00 西多摩地区議長会定例会議 [福生市役所―鴨居議長、局長]
午後 1:45 西多摩地区議長会定研修会 [オンライン形式]
- 11日(火) 午前10:00 関東地区競艇主催地議会協議会監査会・役員会 [ボートレース桐生―鴨居議長、局長]
- 19日(水)～20日(木) 全国競艇主催地議会協議会視察・監査会 [ボートレース住之江、都ホテル尼崎―鴨居議長、局長]
- 20日(木) 午前 9:30 都市計画審議会 [議会大会議室―阿部・井上・ぬのや・ひだ・榎澤・山田・山内議員]
- 25日(火) 午前11:00 総務企画委員会行政視察 [ボートレース戸田]
- 27日(木) 午後 1:30 定期監査講評・例月出納検査 [市役所会議室―野島監査委員]
- 27日(木)～28日(金) 関東地区競艇主催地議会協議会臨時総会・視察 [オークラ千葉ホテル、B T S市原―鴨居議長、鴻井副議長、阿部総務企画委員長、局長、次長、庶務係長]
- 28日(金) 午後 1:15 東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議・定例会議 [東京自治会館―久保議員]

行政視察報告

総務企画委員会

本委員会では、更なる施設改善による売上向上の取組についての調査、研究するためを目的として、「収益事業の売上向上策及び施設改善について」を所管事務調査事項とし調査、研究するため、ボートレース戸田の売上向上策や施設改善、ファン獲得の取組等の視察をすることとした。

視察地 戸田ボートレース競走場（呼称：ボートレース戸田）
埼玉県戸田市戸田公園 8-22

視察期日 令和4年10月25日（火）

視察事項 「収益事業の売上向上策及び施設改善について」

参加者 （委員長）阿部 悦博 （副委員長）下田 盛俊
（委員）井上たかし ひだ 紀子 片谷 洋夫
島崎 実 鴻井 伸二

（随 行…中村議事係長）

1 概 要

戸田ボートレース競走場（ボートレース戸田）は、埼玉県戸田市に位置し、昭和29年10月14日に埼玉県営主催で初開催され、同年11月3日に戸田ボートレース企業団の前身である戸田競艇組合営主催で開催された。現在の施行者は、平成29年4月1日に地方公営企業法適用をされた戸田ボートレース企業団と埼玉県都市ボートレース企業団の2施行者である。

戸田ボートレース企業団の令和3年度の売上額は50,659,427,100円（ボートレース戸田90,020,377,500円）となっており、前年度より大きく売上を伸ばしている。

施 行 者	戸田ボートレース企業団（構成市：3市） 埼玉都市ボートレース企業団（構成市：15市）	
開催日数 （令和3年度）	198日（戸田99日、埼玉都市99日）	
施設規模	施設所有者	戸田ボートレース企業団
	敷地面積	43,789.80㎡
	収容人員 席数	総収容人員：26,323人 総席数：7,371席
	水面積	64,301㎡（全国24場中で一番幅員の狭い水面）

2 売上向上策の推進について

令和2年度よりユーチューブチャンネルを開設し、主に電話投票会員向けに放映を実施した。令和4年7月に番組のリニューアルを行い、さらなる売上増を目指している。

3 損益分岐点の改善について

以前より費用対効果を考え、固定費の削減に努め損益分岐点の低下に努めている。新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要もあり、電話投票会員向けの施策等により売上げが向上しており、結果として損益分岐点は上昇しつつも利益増につながっている。引き続き売上向上策を模索しながら利益の確保に努めている。

4 施設整備等について

戸田ボートレース企業団が施設所有者であることから、競技運営に関して必要な施設整備等を行ってきた。

現在は令和4年度から令和8年度までの5か年計画に基づき改修及び更新を行っている。



【ボートレース戸田】



【WINWINパーク戸田 外向発売所】

(1) WINWINパーク戸田 外向発売所について

開設日：平成29年2月11日

発売レース：1日最大発売場数 8場

令和3年度売上状況

	発売日数	利用者数	売上金額	1日平均	
				利用人数	売上金額
戸田ボートレース 企業団	99	80,985	597,924,300	818	6,039,600
ボートレース戸田	198	161,202	1,181,290,400	814	5,966,100

※場外発売場売上状況(戸田ボートレース企業団)

施設名	発売日数	利用者数	売上金額	1日平均	
				利用人数	売上金額
B P 岡部	149	50,057	830,737,300	596	8,391,200
M B P 双葉	151	18,643	97,138,700	188	981,100
M B P 阿賀野	311	18,803	44,594,500	189	450,400
M B P 新潟	306	13,959	73,547,000	148	782,400
B T S 旭川	151	4,155	34,600,900	41	349,500

※場外発売場売上状況(ボートレース戸田)

施設名	発売日数	利用者数	売上金額	1日平均	
				利用人数	売上金額
B P 岡部	297	118,007	1,658,327,900	595	8,375,300
M B P 双葉	302	36,557	188,946,300	184	954,200
M B P 阿賀野	311	18,803	44,594,500	189	450,400
M B P 新潟	306	13,959	73,547,000	148	782,400
B T S 旭川	302	8,239	68,186,900	41	344,300

(BP:ポトピア MBP:ミニポトピア BTS:ボートレースチケットショップ)

(2) BOAT KIDS PARK モーヴィ戸田について

「ボートレースのあそび場」として、幅広い年齢の子どもたちがバリエーション豊かに、かつ安全に思う存分遊べるよう年齢別にゾーニングされており、ゾーンごとに設置遊具や設計を工夫して、平成31年2月8日に第1号店としてオープンした。

オープン当初から多くの家族が利用されており、大変好評である。現在、全国24場のうち7場にモーヴィが設置されており、今後も地域に開かれた親子の新しい場所として継続していくとのこと。

入り口付近



アクティブゾーン



【BOAT KIDS PARK モーヴィ戸田】

5 ファン獲得の取組について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面式のファンサービスやイベント等は実施していないが、主に電話投票会員を意識したユーチューブチャンネルでのタレントなどの出演や電話投票キャンペーンなどの充実を図っている。

6 場内の食事処の取組について

BOAT KIDS PARKモーヴィ戸田がオープンしたことにより子どもの来場が増えたため、子ども用の椅子を増設するとともに、子ども向けのメニューやハーフサイズメニューを導入した。

【視察を終えて】

ボートレース戸田は、関東地区では唯一、施行者が所有している競走場であり、定期的に施設改善、改修工事が行われている。その一つが「ボートレース場のあそび場」として、地域に開かれた親子の新しい居場所、地域の御家族の交流が自然と生まれる場所の創設を目指して、平成31年2月に第1号店としてオープンした「BOAT KIDS PARKモーヴィ戸田」である。ボートレースの売上げが市民生活や福祉の向上に貢献していることが分かり、ボートレースのイメージアップにもつながっていると感じた。

ボートレース場は全国に24場あり、各競走場ごとに様々な取組や工夫を行っており、いかに計画的に施設改善ができるかが課題であると感じた。現在、コロナ禍において対面的なイベントやファンサービスに取り組めない状況であるが、電話投票会員向けの企画に取り組んでいるとのことである。この件についても、全ての競走場が同じ課題だと思っているので、継続的に行っていくことが重要であると考えた。

令和3年度青梅市モーターボート競走事業決算では、26億円余を一般会計へ繰り出すことができた。昨年度に引き続き20億円以上の繰り出しを行ったことに、関係者の皆様の御努力に感謝申し上げたい。

本市のボートレース多摩川においても、ファン獲得、売上向上に御尽力されているが、各ボートレース場の様々な取組を参考に、ファンに愛されるボートレース場となるよう、当委員会としても引き続き調査研究し、ボートレース事業を盛り上げていきたい。

(総務企画委員長 阿部 悦博)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

8月4日（木） 定期総会

* 報告事項（了承）

会務報告以下7件

* 協議事項（承認）

1 都県提出議案について

2 北京市・区人民代表大会有効代表団招待事業について

* その他

1 令和4年度東京都市議会議長会関係役員について

2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

3 令和4年度東京都市議会議長会事業日程について

8月4日（木） 調査事務研究会

* テーマ 都のオンラインを活用した議会運営～委員会のオンライン運用を中心に

8月8日（月） 議会報研究会

* テーマ 都市型議会広報のマネジメント～市民に支持される広報へ～

* 講師 吉村 潔 氏

公益社団法人日本広報協会 広報アドバイザー

10月21日（金） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

1 会務報告

2 全国市議会議長会第158回地方財政委員会の会議結果について

3 全国市議会議長会第162回地方行政委員会の会議結果について

4 全国市議会議長会第174回産業経済委員会の会議結果について

5 令和4年度日中友好交流事業について

6 第238回東京都都市計画審議会の会議結果について

7 全国市議会議長会 副会長の補欠選任結果について

8 令和5年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

- 9 令和5年度東京都市議会議長会の負担金（案）について
- 10 令和5年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
- 11 令和5年度東京都市議会議長会関係役員（案）について
- * 連絡事項（了承）
 - 1 11月定例総会閉会後の意見交換会の中止について
 - 2 令和4年度東京都市議会議長会事業日程
- * その他

西多摩地区議長会

10月7日（金） 事務局長連絡会議（書面会議）・定例会議・議員研修会（オンライン開催）

○事務局長連絡会議

- * 協議事項（了承）
 - 1 定例会議の運営について
 - 2 その他

○定例会議

- * 報告（了承）
 - 会務報告について
- * 議題（原案どおり決定）
 - 1 賀詞交歓会について
 - 2 令和5年度の運営について
 - 3 その他

* その他

○ 議員研修会

- * 演題 SDG s の達成に向けた市町村議会の役割
- * 講師 高木 超 氏
慶應義塾大学大学院 政策メディア・研究科 特任助教

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

8月8日（月） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

- 1 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算（案）について
- 2 令和4年度の運営及び行事予定について
- 3 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）について

* その他

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和4年度役員一覧
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会名簿
- 3 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額
- 4 令和3年度施行者別売上調べ
- 5 令和4年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
- 6 令和4年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
- 7 会長（全国・関東）及び定期総会設営議会一覧

10月11日（火） 監査会・役員会

○ 監査会

* 協議事項（了承）

- 1 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算監査について
- 2 その他

○ 役員会

* 報告事項

- 1 会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

- 1 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算（案）について
- 2 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金（案）について
- 3 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）に

ついて

- 4 令和4年度の運営及び行事予定（案）について
- 5 役員会及び研究視察（案）について
- 6 その他

10月27日（木）～28日（金） 臨時総会・視察

○臨時総会

* 報告事項

会務報告について 以下2件

* 協議事項

- 1 令和3年度関東地区競艇主催地協議会歳入歳出決算（案）について（原案どおり認定）

歳入	予算額	473万2000円	決算額	692万1304円
----	-----	-----------	-----	-----------

歳出	予算額	473万2000円	決算額	507万1792円
----	-----	-----------	-----	-----------

差引残額 184万9512円（翌年度へ繰り越し）

- 2 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金（案）について（原案どおり決定）

青梅市議会は22万3000円

- 3 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに予算額に130万7255円を増額し、補正後の予算額を515万3255円にしようとするもの。

* その他

- 1 令和4年度の運営及び行事予定（案）について
- 2 役員会及び視察研修（案）について
- 3 その他

○視察

* 視察先 B T S市原

全国競艇主催地議会協議会

10月19日（水）～20日（木） 視察・監査会

○ 視察

* 視察先 ポートレース住之江

○監査会

* 議題

- 1 令和3年度歳入歳出決算及び監査について（了承）

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

8月8日（月） 第3委員会

* 会務報告（了承）

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和4年度第3委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
- 3 その他

東京河川改修促進連盟

8月9日（火） 総会・推進大会

○ 総会

* 議事

- 1 令和3年度事業報告（了承）
- 2 令和3年度歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入	予算額	1014万702円	決算額	1054万767円
歳出	予算額	1014万702円	決算額	138万8427円
差引残額	915万2340円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 令和3年度会計監査報告（了承）
- 4 令和4年度事業計画（案）（原案どおり決定）
- 5 令和4年度歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 915万3340円

* 河川事業説明

東京都建設局河川部長

* 下水道事業説明

東京都下水道局計画調整部長

○ 促進大会

* 意見発表

世田谷区、青梅市、小金井市

* 議案

1 大会宣言（案）

いまだ記憶に新しい「令和元年東日本台風」では、記録的な豪雨により東日本各地で河川の氾濫や土砂災害が発生するなど甚大な被害をもたらした。東京都においては、25区市町村で大雨特別警報が発表され、7河川で溢水するとともに内水氾濫も合わせ、国管理河川の多摩川でも溢水するなど都内全体では1,323棟の浸水被害が発生した。このうち都管理河川からの溢水による浸水被害は61棟であり、防災・減災対策の必要性を再認識させられたところである。

地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、今後も水災害の激甚化・頻発化が予測され、増大する災害リスクへの対策が求められている。このような状況の下、東京都においては、平成29年に設置した「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」等により、区市町村をはじめとする関係機関と連携しながら、減災へ取組の強化を進めているところであるが、特に河川や下水道等の管理者が行うハード対策は、治水対策の根幹であり、一層の加速化と充実強化が必要である。

東京都では、平成24年11月に目標整備水準を引き上げ、年超過確率20分の1に対応することを目標とし、護岸や調整池等の整備を行うなど安全度の向上を図っている。

しかし、国の財政は依然として厳しい状況が続いており、被災地への対応や老朽化したインフラ更新等への支援はもとより、予防的な対策として加速度的に実施すべき河川整備や下水道整備に対する十分な予算配分が必要である。

厳しい財政状況下においても、治水対策に必要な財源を確保し、東京全域の河川改修や下水道整備を早期に実現し、安全で潤いがある豊かな生活環境を築くことこそ、本連盟が長年にわたり訴え続けてきた最重要課題であり優先すべき施策である。

ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区の14区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市、の21市、瑞穂町、日の出町の2町及び檜原村の各地域住民は、その総意をもって、国会及び政府並びに東京都に対し、東京全域の河川改修の早期実施など、治水対

策の促進を強く要望し、この実現に邁進するものである。

以上、宣言する。

2 大会決議（案）

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 一 激甚化・頻発化する豪雨災害から都民の命と暮らしを守る総合的な治水事業の強力な推進
 - 一 目標整備水準に対応した河川整備の早期実現
 - 一 内水氾濫に対する下水道整備の推進
 - 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備
 - 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の強力な推進
 - 一 都市河川改修及び下水道整備の推進に必要な財源の確保
- 以上、決議する。

東京都道路整備事業推進大会

10月18日（火） 推進大会（書面会議）

* 議案

1 大会宣言

首都東京は、人やモノ、企業が集結し、日本経済の牽引役であることから、国際競争力を維持・向上させる必要がある。

その東京の道路は、都民生活や都市活動を支える根幹的な都市基盤であるが、その整備は未だ不十分であり、慢性的な交通渋滞に加え、鉄道による交通の遮断や沿道環境問題、既存道路インフラの老朽化対策等、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

また、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せないなか、デジタル社会の進展もあり、物流の需要は一層増している。そのため、道路の重要性を改めて認識し物流を滞らせないための対策が必要となっている。

このような状況を打開し、東京をより活力のある都市としていくためには、東京外かく環状道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を着実に推進し、

広域的な重要物流道路等の機能強化により、安定的な輸送の確保を図る必要がある。

あわせて、連続立体交差事業・橋りょう整備・交差点改良等のボトルネック対策、道路インフラの老朽化対策、緑豊かで安全な歩道・自転車通行空間の整備、バリアフリー化、通学路の安全対策の推進や、沿道のまちづくりと一体となった道路整備等、多様な施策も必要不可欠である。

さらに、激甚化する風水害や大規模地震の発生が想定されるなか、強靱で持続可能な都市の形成に向けて、防災力の向上に資する延焼遮断帯の形成や無電柱化も、早急に進めなければならない。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は令和3年度から令和7年度の5年間であるが、この対策をより効率的に実現するため、当初予算も含め十分な予算措置や、今後も継続した国の支援が不可欠である。

これらの施策を実現するためには、必要な財源を安定的に確保し、集中的に投入することが極めて重要である。

東京の全ての区市町村は、ここに第33回東京都道路整備事業推進大会を開催し、その総意をもって国会及び政府並びに東京都に対して、その推進を提案し要求するものである。

2 大会決議

東京の道路は、物資輸送を支え、都民生活の安全安心を確保し、大きなストック効果をもたらす等、極めて重要な役割を担っている。また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、デジタル社会の進展もあり、物流は更に必要不可欠となっている。首都東京の慢性的な交通渋滞を解消し、交通、物流の円滑化による、日本経済の活性化を図るとともに、大規模災害時の複数ルートの確保等、防災性の向上に向け、道路整備に関する次の施策を推進すること。加えて、その役割を適切に評価し、真に必要な事業に対する財源を安定的、継続的に確保すること。

- 一 東京外かく環状道路や直轄国道をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進すること。
- 一 平常時・災害時に関わらず安定的な輸送を確保するため、拠点間をつなぐ重要物流道路、代替・補完路の機能強化や重点支援を図ること。
- 一 安全で円滑な道路交通を図るため、連続立体交差事業及び新交通等の整備を推進すること。
- 一 多摩川等の橋梁整備や開かずの踏切対策及び交差点改良等、ボトルネック対策を推進すること。

- 一 強靱で持続可能な都市の形成に向け、木造住宅密集地域における延焼遮断等に大きな効果がある特定整備路線の整備を推進するとともに、都内全域で無電柱化を一層推進すること。
- 一 区市町村施行の道路整備及び道路インフラの老朽化対策等に対する、技術的・財政的支援を着実にを行うこと。
- 一 歩道・自転車通行空間の整備、バリアフリー化、及び通学路等の交通安全対策を一層推進すること。
- 一 土地区画整理事業や市街地再開発事業、沿道一体整備事業による道路整備を推進すること。
- 一 令和3年度から令和7年度は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を確実に実施していくため、当初予算において必要な財源措置を行うとともに、施策を効率的・継続的に進めるための支援制度を検討すること。
- 一 道路関係予算について、令和5年度要求額を満額措置するとともに、令和4年度必要額は、補正予算を早期に編成し、確保すること。
- 一 交通物流の円滑化のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

右に決議する。

3 提案要求活動

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
288	皇室 OurImperialFamily(第96号) 令和4年秋号	日本文化興隆財団	扶桑社	令4	A4 変形
318	東大和市市制50周年記念誌	東大和市		令4	A4
318	広報おうめ 令和2年度～令和3年度 (No.1387～No.1434)		青梅市	—	B4
349	市税概要 令和4年度版	青梅市市民部	—	令4	A4
369	高齢者の暮らしの手引き(令和4年度版)	青梅市	青梅市	令4	A4
370	青梅市学校教育要覧(令和4年度)	—	青梅市教育委員会	令4	A4
375	青梅市いじめ防止マニュアルいじめの根絶に向けて	青梅市教育委員会	青梅市教育委員会	令4	A4
498	病院年報 令和3年度版	青梅市立総合病院	青梅市立総合病院	令4	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 2021(令和3)年度統計	東京市町村自治調査会	東京市町村自治調査会	令4	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 2021(令和3)年度統計 概要	東京市町村自治調査会	東京市町村自治調査会	令4	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

<令和4年8月～令和4年11月1日現在>

件名	区分	所管
令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付要綱	制定	企画政策課
青梅市BPR推進業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	DX推進担当
青梅市有地の売払いに関する要綱	改正	総務契約課
青梅市資源再利用推進報償金交付要綱	改正	清掃リサイクル課
青梅市社会福祉協議会に対する補助要綱	改正	福祉総務課
青梅市生活困窮者等就労準備支援事業実施要綱	制定	生活福祉課
青梅市無料職業紹介事業実施要綱	制定	生活福祉課
令和4年度青梅市住民税非課税世帯等に対する電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱	制定	生活福祉課
青梅市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱	改正	生活福祉課
令和4年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
令和4年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
令和4年度青梅市高齢者家計応援券事業実施要綱	制定	高齢者支援課
令和4年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金支給要綱	制定	障がい者福祉課
青梅市社会福祉事業団運営費補助金交付要綱	改正	障がい者福祉課
令和4年度ようこそ！うめっ子給付金支給事業実施要綱	制定	健康課
青梅市インフルエンザ予防接種実施要綱	改正	健康課
青梅市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯生活応援給付金支給要綱	制定	子育て推進課
令和3年度青梅市子育て世帯等臨時特別支援事業給付金支給実施要綱	改正	子育て推進課
青梅市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	改正	子育て推進課
令和4年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱	制定	商工観光課

件 名	区 分	所 管
令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策キャッシュレス 決済ポイント還元事業実施要綱	制定	商工観光課
令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促 進支援事業補助金交付要綱	制定	商工観光課
令和4年度青梅市物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元 事業実施要綱	制定	商工観光課
青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金交付要綱	制定	商工観光課
青梅市中小企業振興資金等における緊急対策資金融資信用保 証料補助要綱	改正	商工観光課
令和4年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金交付 要綱	制定	農林水産課
青梅市新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱	改正	農林水産課
青梅市農業経営改善計画等実施事業補助金交付要綱	改正	農林水産課
青梅インターチェンジ周辺整備事業推進委員会設置要綱	改正	拠点整備課
令和4年度青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付要綱	制定	都市整備部 管 理 課
青梅市移住・定住促進コンシェルジュ制度実施要綱	制定	住 宅 課
青梅市民みんなでおもてなし事業補助金交付要綱	制定	住 宅 課
青梅市立学校医療的ケア実施要綱	制定	学 務 課

制定された要綱・要領

令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市内（以下「市内」という。）において、テレワークスペースを整備しようとする事業者に対して、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内で当該整備にかかる経費の一部を補助し、もって市民のテレワーク環境の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において「テレワークスペース」とは、次の各号のいずれかに掲げる条件を満たしており、机、椅子、電源、Wi-Fi環境、トイレその他の必要な整備が施されたものをいう。

- (1) インターネット等の情報通信技術を活用し、不特定多数の利用者が任意の時間を設定し、仕事を行うことのできる空間
- (2) インターネット等の情報通信技術を活用し、本拠地の事業所から離れた場所にある事務所で、当該事業所に勤務する者が仕事を行うことのできる空間

3 補助対象者

令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす法人または個人事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないと認められるもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないもの
- (3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）による指名停止を受けていないもの
- (4) 市区町村民税を滞納していないもの
- (5) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第3号に規定する暴力団関係者でないもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当しないもの
- (7) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝にかからないもの
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがないもの

(9) 補助金の補助を受けようとする事業について、他の補助金の交付を受けていないもの

4 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において実施する次の全ての要件を満たす事業とする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 第2項第1号に掲げるテレワークスペースの提供を主なサービスとする店舗を設置し、または既存店舗の一部を改修し、同号に掲げるテレワークスペースとして整備するための事業であること。

イ 第2項第2号に掲げるテレワークスペースを設置しようとする事業であって、2名以上が利用でき、想定される利用者に市民が含まれるものであること。

(2) 市内に本社または事務所を有する事業者が施工するものであること。

(3) 補助金の交付決定後に工事に着手し、補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに完了するものであること。

(4) 補助金の支払が完了してから3月以内に営業または使用を開始できるものであること。

(5) 3年間の事業計画があり、3年以上継続して営業または使用することが見込まれるものであること。

(6) 特定の法人または個人事業者のための事業でないこと。ただし、第1号イに該当する事業である場合を除く。

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額以内で青梅市長（以下「市長」という。）が定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、別表に定める額を上限とする。

7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金事業計画書（様式第2号）

- (2) 補助事業予定箇所の現況が分かる写真、位置図および平面図
- (3) 補助事業の見積書
- (4) 法人の登記事項証明書または個人事業者であることを確認できる書類
- (5) 市区町村民税の納税証明書
- (6) 申請の資格に関する申立書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

8 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

9 補助条件

市長は、補助金の交付に当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 1週間当たり4日以上営業または使用可能な状態を確保すること。
- (2) 午前8時から午後5時までの時間帯を含む1日当たり5時間以上の営業または使用可能な状態を確保すること。
- (3) 営業または使用を開始した後も、市が行うテレワークの推進にかかる事業に協力すること。
- (4) その他適正な交付を行うため必要があると市長が認める事項を遵守すること。

10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときまたは補助金の交付決定の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、速やかに令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 整備後のテレワークスペースの状況が分かる写真
- (2) 補助事業にかかる工事代金等の領収書の写し
- (3) 補助事業にかかる店舗または事務所の所有または貸借の事実を証明する書類（登記事項証明書または貸借契約書の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められる場合は、交付す

べき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

12 補助金の支払等

- (1) 前項の規定により交付すべき補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、令和4年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付請求書（様式第7号）により、市長へ補助金の交付請求を行うものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により補助金の交付請求を受けた場合において、当該請求書の内容を確認の上、適当と認めるときは、補助事業者に対し、速やかに補助金の交付を行うものとする。

13 事業の廃止等の事前協議

補助事業者は、営業開始の日から3年以内に事業を中止または廃止しようとする場合については、あらかじめ市長へ協議し承認を受けなければならない。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年9月14日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第5項、第6項関係） 補助対象経費および上限額

区分	対象経費	上限額
次項に掲げる事業以外の事業	建設費、解体工事費、外壁工事費、屋根改修工事費、内装工事費、塗装工事費、建具工事費、空調設備工事費、給排水設備工事費、電気通信設備工事費、左官工事費、防犯設備費、備品購入費、住宅分離工事費、害虫等駆除等の薬剤散布費、清掃およびクリーニング費、車庫の設置費および設計・デザイン費ならびに広告宣伝費	150万円

<p>既存店舗の一部を改修し、第2項第1号に掲げるテレワークスペースとして整備するための事業</p>	<p>内装工事費、塗装工事費、建具工事費、電気通信設備工事費および備品購入費ならびに広告宣伝費 ※広告宣伝内容には、テレワークスペースの設置や利用に関する内容が主に含まれていること。</p>	<p>50万円</p>
--	---	-------------

青梅市BPR推進業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市におけるBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリングの略称で、業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築することをいう。）の推進業務委託を行うに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市BPR推進業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長および委員により組織し、当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 DX推進担当主幹
- (2) 副委員長 次号アからエまでに掲げる者が互選するもの
- (3) 委員 次のアからエまでに掲げる者（前号の副委員長に互選された者を除く。）

ア 財政課の職員で所属長が指名する者 1人

イ 職員課の職員で所属長が指名する者 1人

ウ 青梅市DX推進本部設置要綱（令和4年5月26日実施。以下「本部要綱」という。）第6項第1号の規定にもとづき設置された情報システム標準化・共通化ワーキンググループのメンバー 2人

エ 本部要綱第6項第1号の規定にもとづき設置された行政手続オンライン化ワーキンググループのメンバー 2人

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の命を受けて会務遂行を指揮する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、DX推進担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和4年10月11日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市生活困窮者等就労準備支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者等に対し、適正な生活習慣および社会的能力の形成ならびに就労に向けた技法および知識の習得を支援し、就労に必要な知識および能力の向上ならびに当該生活困窮者等の社会的自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

青梅市生活困窮者等就労準備支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）第9条に規定する者に事業の全部または一部を委託することができる。

3 対象者

事業の対象者（以下「対象者」という。）は市の区域内に居住する者のうち次のい

ずれかに該当するものであること。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者であって、就労に向けた生活習慣、社会的能力、知識等の習得または能力の向上が必要と認められるもののうち、省令第4条各号のいずれかに該当するもの
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で、青梅市福祉事務所が就労可能と判断するもののうち、就労に向けた生活習慣、社会的能力、知識等の習得または能力の向上が必要と認められるもの

4 事業内容

事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 適正な生活習慣の形成を促すための支援に関すること。
- (2) 基本的なコミュニケーション能力の形成等、社会的能力の形成を促すための支援に関すること。
- (3) 就労意欲を促すための支援に関すること。
- (4) 就労に向けた技法および知識の習得等を促すための支援に関すること。
- (5) 就労を継続するための支援に関すること。
- (6) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める支援に関すること。

5 事業の利用申込み

事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、青梅市生活困窮者等就労準備支援事業利用申込書（様式第1号）および同意書（様式第2号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

6 利用の承認

- (1) 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、事業の利用承認の可否を決定し、青梅市生活困窮者等就労準備支援事業利用承認（不承認）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により事業の利用を承認したときは、青梅市生活困窮者等就労準備支援事業支援提供承認通知書（様式第4号）を、第2項の規定により事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）に通知するものとする。

7 利用の中止

- (1) 市長は、前項第1号の規定により事業の利用を承認した者（以下「利用者」という。）が次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止させることができる。

ア 対象者に該当しないことが明らかになったとき。

イ 青梅市生活困窮者就労準備支援事業利用辞退申出書（様式第5号）を提出し

たとき。

ウ 他の利用者の利用に支障を来す行為があり、就労準備支援担当者の指導に従わないとき。

エ 死亡したときまたは所在が不明になったとき。

オ その他市長が当該利用者による事業の利用継続が困難であると判断したとき。

(2) 市長は、前号の規定により事業の利用の中止したとき（前号エに該当する場合を除く。）は、青梅市生活困窮者等就労準備支援事業支援利用中止通知書（様式第6号）により、利用者に対して通知するものとする。

8 支援期間

利用者の支援を実施する期間は、1年を上限として市長が必要と認める期間とする。ただし、心身の状況、生活の状況その他の利用者の状況を勘案して市長が必要と認める場合にあっては、この限りでない。

9 職員の配置

(1) 事業実施者は、事業の実施に当たり、生活困窮者等の就労に関する相談支援を適切に行うことができる者であって、次のいずれかに該当するものを就労準備支援員として配置するものとする。

ア キャリアコンサルタント

イ 産業カウンセラー

ウ アおよびイに掲げる者と同等の能力または実務経験を有すると市長が認める者

(2) 前号の就労準備支援員の配置に当たり、事業実施者は、厚生労働省が実施する就労準備支援事業の従事者を養成するための研修を修了した者を選任するよう努めるものとする。

10 実施上の注意事項

市は、関係機関と個人情報共有する場合は、本人の同意を得た上で行うとともに、その個人情報が適切に管理されるように必要な措置を講じるものとする。

11 その他

この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、別に定める。

12 実施期日等

この要綱は、令和4年8月9日から実施し、同月1日から適用する。

青梅市無料職業紹介事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市において被保護者等および生活困窮者等の経済的・社会的自立を支援するため、職業安定法（昭和22年法律第141号）第29条第1項に規定する無料の職業紹介事業（以下「職業紹介事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 名称および位置

職業紹介事業を行う事業所（以下「職業紹介所」という。）の名称および位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 青梅市無料職業紹介所

(2) 位置 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1（青梅市健康福祉部生活福祉課内）

3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被保護者等 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する被保護者および法第27条の2の規定により相談および助言を受けている要保護者をいう。

(2) 生活困窮者等 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者および同条第2項の規定による事業を利用している者をいう。

4 職業紹介事業の対象者

職業紹介事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第19条第4項の規定にもとづき青梅市福祉事務所長が保護の実施機関となる被保護者等

(2) 青梅市の区域内に居住地を有する生活困窮者等

5 職業紹介責任者

(1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、職業紹介事業の実施において、次に掲げる事項を管理させるため、職業紹介責任者を職業紹介所に1人以上配置するものとする。

ア 第8項第3号の規定により求人管理簿に登載された求人事業所（以下「求人者」という。）または第9項第3号の規定により求職管理簿に登載された求職者（以下「求職者」という。）から寄せられた苦情その他の相談事項の解決の処理

に関すること。

イ 求人者および求職者の個人情報の管理に関すること。

ウ 求人および求職の申込みの受理、求人者および求職者に対する助言指導その他職業紹介事業の運営および改善に関すること。

エ 公共職業安定所等の関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 職業紹介責任者は、職業安定機関または厚生労働省職業安定局長が指定する者が行う職業紹介責任者講習を5年以内に受講した者の中から市長が選任する。ただし、特に市長が認める場合はこの限りでない。

6 業務内容

職業紹介所は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 求職者に対する職業紹介および求人者に対する求職者紹介に関すること。

(2) 求人情報の収集に関すること。

(3) その他市長が必要と認める業務に関すること。

7 就労支援措置

市長は、求職者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 求人者への紹介状を発行すること。

(2) 必要に応じて、就労支援員（青梅市生活保護就労支援専門員取扱要綱（平成17年4月1日実施）第1項に規定する就労支援専門員および青梅市生活困窮者自立相談支援員取扱要綱（平成27年2月1日実施）第2項第3号に規定する就労支援員をいう。）に対し、求人者の採用面接の補助を命ずること。

(3) その他求職者の経済的・社会的自立のために必要な支援を行うこと。

8 求人の申込み

(1) 求人者は、求人申込書（様式第1号）により求人の申込みを行うものとする。

(2) 市長は、前号の求人の申込みの内容が次のアからカまでのいずれかに該当する場合を除き、当該申込みを受理するものとする。

ア 申込みの内容が法令に違反するとき。

イ 業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条件」という。）が適当でないと認めるとき。

ウ 労働条件の文書明示がないとき。

エ 職種が公序良俗に反する業態と認められるとき。

オ 求人にかかる年齢要件について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第9条および労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の

充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の3の規定ならびに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の三第一項第三号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める条件（平成19年厚生労働省告示第278号）の規定にもとづく取扱いがなされていないとき。

カ 求人内容、従事する仕事の内容等の表現が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の規定または趣旨に反するとき。

(3) 市長は、第1号の求人の申込みを受けたときは、当該求人の内容等を求人管理簿（様式第2号）に登載するものとする。

9 求職の申込み

(1) 求職者は、求職申込書（様式第3号）により求職の申込みを行うものとする。

(2) 市長は、前号の求職の申込みの内容が適当と認めるときは、当該申込みを受理するものとする。

(3) 市長は、第1号の求職の申込みを受けたときは、当該求職の内容等を求職管理簿（様式第4号）に登載するものとする。

10 個人情報の取扱い

職業紹介所の行う業務に関して、求人者および求職者から得られた個人情報については、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号）にもとづき、適正に管理するものとする。

11 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

12 実施期日

この要綱は、令和4年10月18日から実施する。

令和4年度青梅市住民税非課税世帯等に対する電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の一部改正（令和4年9月26日付け府政経運第394号別紙）を踏まえ、電力、ガス、食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して臨時的

な措置として実施する、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金）（以下「支給事業」という。））に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

(1) 青梅市（以下「市」という。）が前項の目的を達するために支給する令和4年度青梅市住民税非課税世帯等に対する電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「給付金」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和4年9月30日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に掲げる世帯の世帯主とする。

ア 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）

イ 前アに規定する住民税非課税世帯以外の世帯のうち、基準日において市の住民基本台帳に記録されている者で、予期せず令和4年1月から同年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月から同年12月までの任意の1月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）または1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

(ア) 前アに規定する住民税非課税世帯として支給を受けた世帯に属する者を含む世帯（当該者が住民税非課税世帯に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

(イ) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの

世帯に対し給付金を支給した場合の同一住所におけるその他の世帯

- (2) 前号の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者、同項第9号に規定する扶養親族、同法第32条第3項に規定する青色事業専従者または同条第4項に規定する事業専従者をいう。）のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 支給額

支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯当たり5万円とする。

4 受給権者

- (1) 給付金の受給権者は、第2項の規定により支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。
- (2) 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

5 住民税非課税世帯に対する給付金の支給

- (1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、住民税非課税世帯に対し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）を送付するものとする。
- (2) 前号に規定する確認書の送付を受けた住民税非課税世帯の世帯主は、当該確認書に必要事項を記載の上、市に確認書を郵送により提出するものとする。この場合において、登録口座（過去の給付金の振込口座等、市が把握している銀行口座であって、確認書に記載する口座をいう。以下同じ。）以外の口座への振込みを希望する場合は、振込先口座番号を確認書に記載し、本人確認書類および振込先口座確認書類を添付するものとする。
- (3) 市長は、前号の規定により提出された確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、給付金を支給するものとする。
- (4) 確認書の提出がないときは、給付金は支給しないものとする。

6 給付金の申請および支給の決定等

- (1) 前項の規定により確認書を提出した者を除くほか、給付金の支給を受けるために申請が必要となる者（以下「申請者」という。）は次に掲げるものとする。

ア 次のいずれかに該当する世帯（以下「転入者等世帯」という。）の世帯主

(ア) 令和4年1月2日以降の転入者を含む世帯

(イ) 令和4年度市町村民税が未申告である者を含む世帯

イ 家計急変世帯の世帯主

(2) 申請者は、転入者等世帯の世帯主であるときは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第2号。以下「非課税分申請書」という。）により申請を行い、家計急変者世帯は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第3号。以下「家計急変分申請書」という。）により申請を行い、本人確認書類および振込先口座確認書類を添付するものとする。

(3) 市長は、前号の規定により提出された非課税分申請書または家計急変分申請書（以下「申請書」という。）を受理したときは、内容を審査の上、支給の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、家計急変世帯にかかる申請者に対し、家計の状況に関する書類その他の書類等の提出を求めることができる。

(4) 申請書による申請にもとづく支給は、次に掲げる方式により行うものとする。ただし、ウに掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難なときに限るものとする。

ア 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

7 代理による申請

(1) 次のアからウまでに掲げる者は、申請者に代わり、代理人として第5項の規定による確認書の提出または前項の規定による支給の申請を行うことができる。

ア 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成者

イ 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

ウ 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

(2) 代理人が確認書を提出するときは、確認書の委任欄への記載をするものとする。

(3) 代理人が支給の申請をするときは、申請者からの委任状を添えるものとする。

(4) 確認書の提出または支給の申請をするときは、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(5) 代理人が第1号アに規定する者であるときは、住民基本台帳により、同号イおよびウに規定する者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

8 申請期限等

(1) 給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

(2) 確認書および申請書の提出期限は、令和5年1月31日とする。

9 支給事業に関する周知

市長は支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の支給事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

10 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8項第2号の提出期限までに第7項の規定による確認書の提出または第6項の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第5項第3号または第6項第3号の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

11 不当利得の返還

市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

12 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

13 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

14 実施期日

(1) この要綱は、令和4年11月1日から実施し、同年10月11日から適用する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき給付を受けた給付金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

る。

別記（第4項関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次に掲げる事例であって、かつ、次号に規定する申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）または婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にして入所者を含む。）およびその同伴者であって、基準日において市に住所票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条にもとづく保護命令（同条第1項第1号にもとづく接近禁止命令または同項第2号にもとづく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所または婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。ただし、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所および市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関および関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱うものとする。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）にもとづく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の

一体性がないと認められること（婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合において、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されているときなど、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）および児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）および第6号に規定する母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次項において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、もしくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、または同法第27条第1項第3号もしくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所または指定発達支援医療機関への入院をしている者および保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項もしくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立

重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設もしくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、または売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者・高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する措置入所等障害者および措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当部署から給付金担当部署に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第18条第1項もしくは第2項または知的障害者福祉法第15条の4もしくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人および代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者

を除く。)

(2) 措置入所等高齢者とは、老人福祉法第10条の4第1項および第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないホームレスまたは事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己またはその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

令和4年度青梅市認知症高齢者グループホーム等 防災改修事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（令和3年5月7日付け発老0507第1号厚生労働事務次官通知）および地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（同日付け発老0507第2号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）にもとづき、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の認知症高齢者グループホーム等における防災対策の強化を図るため、当該施設の防災改修にかかる経費の一部に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症高齢者グループホーム等介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う認知症高齢者グループホームその他国要綱に規定する認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の

対象施設をいう。

(2) 防災改修認知症高齢者グループホーム等における耐震改修および水害対策を強化するための改修等の防災補強改修ならびに利用者等の安全確保等の観点から行う老朽化に伴う大規模修繕等をいう。

3 補助対象者

令和4年度青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市内で認知症高齢者グループホーム等を運営する事業者とする。

4 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認知症高齢者グループホーム等において、既存建物に対して行う防災改修事業とする。

5 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とする。ただし、別の補助金等の補助対象となる費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含むものとする。

(1) 前項に規定する補助対象事業の施設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、関東信越厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費

(2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）

6 補助金交付額

補助金の交付額は、補助基準額7,730千円と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

8 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による交付申請を受けた場合において、申請内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

9 補助事業の完了の時期

補助事業は単年度とし、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

10 実績報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したときまたは補助事業の廃止の承認を受けたときは、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

12 補助金の請求

- (1) 補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

13 決定の取消し

市長は、補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者もしくは役員、使用人その他の従業者または構成員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等に該当するに至ったときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

14 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の機械および器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第384号）をいう。以下同じ。）を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊

し、または廃棄してはならない。

15 財産処分による補助金の返還

補助事業者が、市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を返納させることができる。

16 関係書類の管理保管等

補助事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日とする。）の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、当該保管期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日または適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

17 消費税等にかかる税額控除の報告

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

18 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

19 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年10月4日から実施する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和4年度青梅市高齢者施設等の感染症対策 設備整備推進事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都の令和4年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付要綱（令和4年6月27日付け4福保高施第580号）にもとづき、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の高齢者施設等の事業者が当該施設等における新型コロナウイルス感染症等（以下「感染症等」という。）の感染拡大を防止するための設備整備にかかる経費の一部に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

令和4年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、次の各号のいずれかに該当する高齢者施設等のうち、地域密着型施設（定員が29人以下のものをいう。以下「対象施設」という。）を市内で運営する者とする。

- (1) 有料老人ホーム
- (2) 認知症高齢者グループホーム
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前項の補助対象者が対象施設において行う次に掲げる事業とする。ただし、前項第3号および第4号に規定する対象施設においては、第3号に掲げる事業に限るものとする。

- (1) 簡易陰圧装置設置事業
 - ア 居室等に簡易陰圧装置を設置する事業
 - イ 居室等に簡易陰圧装置を設置するとともに簡易的なダクト工事等を行う事業
- (2) ゾーニング環境整備事業
 - ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング事業
対象施設のうち、ユニット型である施設において、各ユニットの共同生活室の入り口に玄関室を設置すること等により、消毒、防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業
 - イ 従来型個室・多床室のゾーニング事業
対象施設のうち、従来型個室または多床室である施設において、感染症等が

発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として従来型個室・多床室の改修を行う事業

ウ 家族面会室の感染防止対策整備事業

家族と利用者が接することのないように面会室への出入口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための事業

(3) 個室化改修事業

感染が疑われる利用者同士のスペースを空間的に分離できるよう、多床室を個室化するための改修を行う事業。ただし、可動式の壁により分離することは認めないが、天井から隙間が空くことは認めないものとする。

4 補助対象経費

補助対象経費は、別表の1に定める区分ごとに、同表の3に定める対象経費とする。

5 補助金交付額

補助金の交付額は、別表の1の区分に応じて、同表の3に掲げる対象経費の実支出額の合計から寄付金その他の収入額（社会福祉法人に対する寄付金を除く。）を控除した額と、同表の2に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、同表の4に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める期日までに青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

7 補助金交付決定

市長は、前項の規定による交付申請のあった事業について適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、令和4年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

8 補助事業の完了の時期

補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

9 実績報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したときまたは補助事業の廃止の承認を受けたときは、令和4年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金実績報告書（様式第3号）

に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知する。

11 補助金の請求

(1) 補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

12 決定の取消し

市長は、補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当するに至ったときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

13 財産処分の制限

補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

14 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を納付させることができる。

15 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

16 消費税等にかかる税額控除の報告

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助

金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

17 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

18 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年10月4日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第5項関係）

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率
簡易陰圧装置設置事業	簡易陰圧装置1台につき 4,320千円	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費または工事請負費および工事事務費とする。 ただし、第2項第3号および第4号の対象施設については、間接補助事業者への補助等により市が負担した額を上限とする。	10分の10
ゾーニング環境整備事業	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング事業	1か所につき 1,000千円	10分の10
	従来型個室・多床室のゾーニング事業	1か所につき 6,000千円	

家族面会室の感染防止対策整備事業	1 施設・事業所につき 3,500 千円	る。	
個室化改修事業	個室化を行う 1 床につき 978 千円	多床室の個室化に必要な工事費 または工事請負費および工事事務費とする。 ただし、第 2 項第 1 号および第 2 号の対象施設については、間接補助事業者への補助等により市が負担した額を上限とする。	10 分の 10

備考

- 1 補助基準額において、簡易陰圧装置の台数は、居室（小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室）、静養室または医務室 1 室につき 1 台、かつ、対象施設の定員数を限度とするものとする。
- 2 対象経費において、工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。ただし、工事費または工事請負費に備品購入費に相当する額が含まれる場合は、その額を控除して算定するものとする。
- 3 対象経費において、工事費または工事請負費には、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含む。

令和4年度青梅市高齢者家計応援券事業実施要綱

1 目的

この要綱は、コロナ禍における原油価格および物価の高騰が高齢者の生活に及ぼす影響に鑑み、青梅市内（以下「市内」という。）の高齢者を支援するため、青梅市高齢者家計応援券（以下「家計応援券」という。）の配付等にかかる手続について必要な事項を定め、もって高齢者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 家計応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入もしくは借受けまたは役務の提供をいう。
- (2) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った家計応援券の換金を申し出ることができる事業者として、青梅市（以下「市」という。）が登録した者をいう。
- (3) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあった家計応援券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

3 対象者

家計応援券の配付対象者は、令和4年10月1日において市内に住所を有する者のうち、昭和32年10月1日以前に生まれ、かつ、在宅で生活しているもの（特別養護老人ホーム等の施設に入所または医療機関に入院をし、当該施設または当該医療機関に住所を有する者を除く。）とする。

4 家計応援券の配付

- (1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、配付対象者に対し、当該配付対象者1人につき3千円相当の家計応援券を送付するものとする。
- (2) 家計応援券の発行単位は、1枚当たりの額面を1千円とし、3枚つづりで1冊とする。

5 家計応援券の使用

家計応援券の使用については次のとおりとする。

- (1) 家計応援券は、特定事業者との間における特定取引において使用することができる。
- (2) 家計応援券の使用期間は、令和4年11月1日から令和5年1月15日までとする。
- (3) 特定取引に使用された家計応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回る場合において、特定事業者は、当該上回る額に相当する金銭の支払は行わないものとする。
- (4) 家計応援券は、転売、譲渡および換金を行うことができない。
- (5) 家計応援券は、交付された本人またはその代理人もしくは使用者に限り使用することができる。
- (6) 家計応援券は、次に掲げる物品および役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - ア 不動産または金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- オ 国税、地方税、使用料等の公租公課
- カ その他市長が定めるもの

6 特定事業者の登録等

- (1) 市長は、別に定める募集要項により、特定事業者を募集し、応募者を審査の上、登録し、当該特定事業者特定事業者登録証明書を交付するものとする。
- (2) 市内の商店街、事業協同組合等は、その構成員である事業者によって、前号の募集にかかる応募を行うことができる。

7 特定事業者の責務等

- (1) 特定事業者は、特定取引において家計応援券の受取を拒むことができない。
- (2) 特定事業者は、家計応援券の交換、譲渡および売買をすることができない。
- (3) 特定事業者は、市と適切な連携体制を構築するほか、前項第1号の募集要項に定める事項を遵守するものとする。
- (4) 市長は、特定事業者が前項第1号の募集要項に定める事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができるものとする。

8 家計応援券の換金手続

- (1) 市長は、特定取引において家計応援券が使用された場合は、当該特定取引にかかる特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。
- (2) 前号の場合において、特定事業者は、別に市長が定める取次金融機関に、第6項第1号の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、特定取引において受け取った家計応援券を提出して、券面記載の金額の換金を申し出るものとする。
- (3) 前号の換金の申出期限は、令和5年1月31日とし、換金の方法は、特定事業者の預金口座への振込みの方法によるものとする。

9 不当利得の返還

市長は、家計応援券を使用した者が、配付対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、返還対象者に対し、使用した家計応援券の券面金額の返還を求めることができる。

10 その他

この要綱に定めることのほか、この事業の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和4年8月9日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃

止する。

令和4年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金支給要綱

1 目的

コロナ禍における原油価格および物価の高騰による影響を受けている青梅市内（以下「市内」という。）の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、幼児教育・保育施設、民間学童保育所および子ども食堂（以下「福祉施設等」という。）に対し、負担軽減を図るための給付金を支給することについて必要な事項を定め、もって福祉施設等の安定的な事業の継続支援を行うことを目的とする。

2 支給対象者

(1) 令和4年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象は、市内に所在し、次のアからキまでに掲げる要件を満たす福祉施設等の設置者または事業の実施者とする。

ア 令和4年7月1日までに東京都（以下「都」という。）もしくは青梅市（以下「市」という。）から指定を受け、または都に登録もしくは届出を行ったものであって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、(イ)に該当するものうち、複数のサービス区分にかかる指定を受けている場合は、指定事業所番号ごとに取り扱うものとし、同一の指定事業所番号であっても、異なる住所地に所在する複数の施設においてサービスを提供している場合は、施設ごとに取り扱うものとする。

(ア) 別表第1の左欄に掲げる介護サービス事業所

(イ) 別表第2の左欄に掲げる障害福祉サービス事業所

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設

エ 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

(ア) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

(イ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

オ 私立学校法（昭和24年法律第270条）第3条に規定する学校法人または学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条の規定により学校法人以外の者が設置する同法第1条に規定する幼稚園および市長が認める幼稚園類似の幼児施設（青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱（昭和53年4月1日実施）別表の基準に該当すると市長が認める施設をいう。）

カ 放課後児童健全育成事業を行う者のうち、青梅市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則（平成28年規則第28号）第2条の事業開始届を届け出た事業者

キ 青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱（平成31年4月1日実施）第2項に規定する子ども食堂

(2) 前号の規定にかかわらず、福祉施設等が次のアからエまでのいずれかに該当するときは、支給対象者としなない。

ア 青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第37号）第6条第1項の規定にもとづき、指定管理者により管理が行われているとき。

イ 給付金の申請時において、休止または中止により利用者の受入れが行われていないとき。

ウ 令和4年4月1日以降における利用者の受入れ実績が3月に満たないとき。

エ 市および都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないときまたは改善の見込みがないとき。

3 支給金額

給付金の額は、別表第1から別表第3までの左欄に掲げるサービス区分または施設種別ごとに同表の右欄に定める支給金額とする。

4 給付金の申請

給付金の申請を受けようとする福祉施設等を運営する施設の設置者または事業の実施者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

5 支給決定等

(1) 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに給付金の支給の可否について決定し、令和4年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、速

やかに給付金の支払を行うものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

7 実施期日等

- (1) 令和4年8月9日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給決定された給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表第1（第3項関係）

サービス区分	支給金額
介護老人福祉施設（短期入所生活介護を含む。）	600,000円
介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む。）	600,000円
介護療養型医療施設	500,000円
介護医療院	500,000円
訪問介護（総合事業を含む。）	50,000円
訪問入浴介護（介護予防を含む。）	50,000円
訪問看護（介護予防を含む。）	50,000円
訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）	50,000円
通所介護（総合事業を含む。）	100,000円
通所リハビリテーション（介護予防を含む。）	100,000円
福祉用具貸与	50,000円
特定入居者生活介護	200,000円
居宅介護支援	50,000円
地域密着型通所介護（総合事業を含む。）	100,000円
認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）	100,000円
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）	200,000円
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）	200,000円
看護小規模多機能型居宅介護	200,000円
短期集中訪問型サービス（接（整）骨院によるサービス）	50,000円

別表第2（第3項関係）

サービス区分	支給金額
施設入所支援	500,000円
障害児入所支援	500,000円
短期入所	50,000円
共同生活援助	200,000円
自立訓練	100,000円
就労移行支援	100,000円
就労継続支援A型	100,000円
就労継続支援B型	100,000円
生活介護	100,000円
児童発達支援	100,000円
放課後等デイサービス	100,000円
居宅介護	50,000円
重度訪問介護	50,000円
同行援護	50,000円
行動援護	50,000円
就労定着支援	50,000円
計画相談支援	50,000円
障害児相談支援	50,000円
地域移行支援	50,000円
地域定着支援	50,000円

別表第3（第3項関係）

施設種別	支給金額
認可保育所	200,000円
認定こども園	200,000円
小規模保育事業	100,000円
家庭的保育事業	50,000円

幼稚園、幼児園	100,000円
民間学童保育所	100,000円
子ども食堂	50,000円

令和4年度ようこそ！うめっ子給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）による影響の長期化する中で、原油価格および物価の高騰に直面する新生児の保護者に対し、感染症まん延防止のため、子どもの養育のため、追加支出を余儀なくされたことを支援するとともに、特に新生児の保護者については、感染症まん延の影響を精神的にも肉体的にも特に強く受けるところ、感染症まん延の影響を受ける期間に妊産婦であった者等の行動制約等における心労を見舞うため、令和4年度ようこそ！うめっ子給付金（以下「給付金」という。）の支給事業を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

給付金の支給事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、給付金の支給事業を適切に運営することができる者と認められる者に、当該事業の一部を委託することができるものとする。

3 対象児

給付金の支給対象となる新生児（以下「対象児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第2号に該当しない者であっても、やむを得ない事情があると青梅市長（以下「市長」という。）が認めるときは、同号に該当する者としてすることができる。

- (1) 令和4年4月1日から同年12月31日までの間に出生した者
- (2) 第6項第1号の規定による申請の受付日（以下「申請受付日という。」）において、市の住民基本台帳に記録されている者（前号に規定する者にかかる出生届または転入届を令和5年1月15日までに市長が受理した者に限る。）

4 支給対象者

給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 前項に規定する対象児の属する世帯の世帯主（申請受付日において当該対象児

が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院に入所し、またはこれに準ずる状態にある場合を除く。）

(2) 前号に準ずる者と市長が認めるもの

5 給付額

給付金の支給額は、対象児1人につき1万円とする。

6 申請および支給決定

(1) 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ようこそ！うめっ子給付金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

ア 本人確認書類の写し

イ 振込先口座確認書類の写し

(2) 市長は、前号の規定により提出された申請書を受理した場合において、当該申請の内容を確認の上、給付金の支給を決定したときは、次号に定めるところにより、速やかに申請者にこれを支給するものとし、不支給を決定したときはようこそ！うめっ子給付金不支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(3) 市長は、前号の規定により支給の決定をしたときは、次に掲げる方式のいずれかにより、給付金を申請者に支給するものとする。ただし、イに掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないときその他アに掲げる方式による支給が困難なときに限るものとする。

ア 指定口座振込方式 申請書により指定された口座に振り込む方式

イ 窓口交付方式 市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

7 代理による申請

第4項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる者に限り、支給対象者の委任を受けて代理人として申請を行うことができるものとする。

(1) 申請時点において申請者の属する世帯の世帯構成員である者

(2) 申請者の法定代理人または任意代理人

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

8 申請受付期間

第6項第1号の規定による申請の受付期間は、市長が別に定める日から令和5年2月28日までとする。

9 給付金の支給が完了できない場合の取扱い

市長が第6項第2号の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込

不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により、市長が定める期限までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

10 給付金の返還

市長は、偽りその他不正の手段または事由により給付金の支給を受けた者があるときは、すでに支給を受けた給付金の返還を求めるものとする。

11 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

12 実施期日

(1) この要綱は、令和4年9月14日から実施し、同年8月10日から適用する。

ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給された給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について（令和3年12月23日付け府子本第1203号）、令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱（令和4年1月14日付け府子本第18号）にもとづき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く放課後児童支援員等の処遇改善（以下「処遇改善」という。）に要する経費の一部に対し、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

青梅市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市の区域内で放課後児童健全育成事業を行う者のうち、青梅市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則（平成28年規則第28号）第2条の事業開始届を届け出た事業者とする。

3 処遇改善の対象者

処遇改善の対象者は、放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）とする。

4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和4年2月から同年9月までの間に職員に対して3パーセント程度（月額9,000円）の当該賃金改善を行うために必要な費用（以下「賃金改善部分」という。）を補助する事業とする。

5 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費とする。

6 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の1の区分に定める補助対象事業ごとに別表の2に定める補助基準額と別表の3に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

7 補助対象期間

補助金の対象期間は、令和4年2月から同年9月までとする。

8 交付の条件

補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

- (1) 令和4年2月から職員に対する賃金改善（職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、この事業実施前に適用されていた算定方法にもとづく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。）を実施することを原則とする。
- (2) この事業による賃金改善にかかる計画書を作成すること。また、当該計画書の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3) この事業による補助額は、職員の賃金改善および当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。
- (4) この事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給または固定的に毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与にかかる規程の改定に時間を要する場合その他やむを得ない場合は、令和4年2月分および3月分についてはこの限りでない。
- (5) この事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、この事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

9 交付申請

補助金を活用した事業（以下「補助事業」という。）を実施しようとする事業の実施者（以下「申請者」という。）は、青梅市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書（様式第1号）に賃金改善計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

10 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

11 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

12 申請内容の変更等

第10項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

13 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

14 状況報告

市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができるものとする。

15 遂行命令

- (1) 市長は、前2項の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- (2) 市長は、補助事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

16 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、青梅市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

17 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

18 是正のための措置

(1) 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(2) 第14項の規定は、前号の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを準用する。

19 補助金の支払等

(1) 第10項の規定による交付決定知書を受領した補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

20 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

21 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(2) 前号の規定は、第 1 7 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

22 補助金の返還

(1) 市長は、第 1 1 項または前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 前号の規定は、第 1 7 項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

23 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる収支を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

24 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した単価 5 0 万円以上の機械および器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(2) 補助事業者は、内閣総理大臣が別に定める期間を経過する期間中において、処分を制限された財産を処分するときには、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

25 財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

26 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

27 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年3月15日から実施し、同年2月1日から適用する。ただし、令和4年10月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項～第6項関係）

1 補助対象事業	賃金改善部分
2 補助基準額	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数
3 対象経費	放課後児童支援員等处遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費

備考 2の区分に定める賃金改善対象者数は、賃金改善を行う常勤職員数に、1月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。この場合において、賃金改善対象者数は令和4年2月1日現在で放課後児童クラブに勤務している職員により算出すること。ただし、令和4年3月1日時点で新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、令和4年3月分の賃金対象者数に反映し、算出すること。

令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯生活応援給付金支給要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯生活応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

(1) 給付金は、次のいずれかに該当する者に対して支給するものとする。

ア 令和4年5月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の支給を青梅市長（以下「市長」という。）から受けている者（同年7月31日（以下「基準日」という。）までに新たに同年5月分の児童手当の算定の基礎となる児童の養育者として市長の認定を受けた場合は、当該養育者）

イ 令和4年5月分の児童手当の受給者でなかったが、新たに同年6月分から同年8月分までのいずれかの月の分の児童手当の支給を市長から受けているもの（同年4月1日から基準日までの間に当該児童に複数の養育者がいる場合は、基準日時点において養育者と認定されたもの）

ウ 令和4年5月分の児童手当の支給を受けている公務員（法第17条第1項に規定する公務員であって同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けている者をいう。以下同じ。）であって、同年4月1日から基準日までのいずれかの時点で青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）に住所を有するものまたはこれに準ずると市長が認めるもの

エ 令和4年5月分の児童手当の受給者でなかったが、新たに同年6月分から同年8月分までのいずれかの月の分の児童手当の支給を受けている公務員であって、同年4月1日から基準日までのいずれかの時点で市内に住所を有するものまたはこれに準ずると市長が認めるもの（同年4月1日から基準日までの間に当該児童に複数の養育する者がいる場合は、基準日時点において養育者と認定された者）

(2) 前号の規定にかかわらず、給付金は次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める者に対して支給する。ただし、前号に規定する者（以下この号において「受給者」という。）に対して給付金が決定されている場合は、この限りでない。

ア 基準日後に受給者が死亡した場合（この号の規定により給付金を支給される者が当該給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。） 当該死亡した日の属する月の翌月に当該死亡した者に支給が予定されていた児童手当の支給を受ける者

イ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者にかかる児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）となった場合 当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親ま

たは入所もしくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

ウ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者からの暴力を理由に避難し、当該受給者と生計を別にしている当該受給者の配偶者（現に次項に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、当該対象児童にかかる法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合またはこれに準ずる手続を行った場合 当該配偶者

3 対象児童

前項に規定する支給対象者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 支給対象者に支給される令和4年5月分の児童手当にかかる児童
- (2) 支給対象者に支給される令和4年6月分から同年8月分までのいずれかの月の分の児童手当にかかる児童

4 給付金の支給額

給付金は、対象児童1人につき1万円を支給するものとする。

5 市からの申込みによる支給

- (1) 市長は、第2項第1号アまたはイに該当する者（以下「一般支給対象者」という。）に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。
- (2) 一般支給対象者は、前号の申込みを受けたときは、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯生活応援給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- (3) 市長は、第1号の規定による支給の申込みをしたときから市長が別に定める日までに前号の届出がないときは、給付金の支給を決定し、速やかに支給を行うものとする。
- (4) 市長は、前号の支給の決定がされた後、次に掲げる方式のいずれかにより、給付金を支給するものとする。ただし、ウに掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他次のアおよびイに掲げる方式による支給が困難なときに限るものとする。

ア 児童手当支給口座振込方式 児童手当にかかる指定口座に振り込む方式

イ 指定口座振込方式 前号の支給決定までに、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯生活応援給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号。以下「支給口座登録等届出書」という。）により指定された口座に振り込

む方式

ウ 窓口交付方式 支給口座登録等届出書により、市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

6 申請による給付の受付開始日および申請期限

(1) 前項第1号の規定による支給の申込みを行った者を除くほか、給付金の支給を受けるために申請が必要となる者（以下「申請者」という。）の申請にかかる受付開始日は、前項第2号アおよびイに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

(2) 前号の規定による申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年11月30日とする。

7 給付金にかかる申請ならびに支給の決定および方式

(1) 申請者は、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯生活応援給付金申請書（請求書）（様式第3号。以下「給付金申請書」という。）により公的身分証明書の写し等を添付して申請を行うものとする。

(2) 市長は、前号の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定するものとする。

(3) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、第5項第4号イまたはウのいずれかの方式により給付金を支給するものとする。

(4) 市長は、すでに当該給付金の支給額の算定の基礎となった対象児童にかかる給付金の支給は行わないものとする。

8 代理による申請

代理により前項第1号の規定による申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものその他市長が適当と認めるものとする。

9 給付金の支給に関する周知

市長は、給付金の支給に当たり、支給対象者および対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

10 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長は、前項の周知を行ったにもかかわらず、申請者から第6項第2号に規定する申請期限までに第7項第1号の申請が行われなかった場合、当該申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第5項第3号の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当指定振込口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行

ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和5年1月31日までに完了できない場合は、同項第2号の届出があったものとみなす。

(3) 市長が第7項第3号の規定による支給決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、給付金申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和5年1月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

11 不当利得の返還

市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

12 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

13 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

14 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年8月23日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給された給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策 青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失を被っている青梅市内（以下「市内」という。）の飲食店、小売店およびサービス店ならびに青梅市民（以下「市民」という。）を経済的に支援するための青梅市プレミアム付商品券（以下「プレミアム商品券」という。）の発行、販売等にかかる手続について必要な事項を定め、もって市内の経済回復を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 購入対象者 プレミアム商品券を購入できる者をいう。ただし、次の要件を満たす者に限る。

ア 交付申請時において市民であること。

イ その他青梅市長（以下「市長」という。）が認める者であること。

(2) 購入引換券 青梅市（以下「市」という。）が発行するプレミアム商品券の引換券（様式第1号）をいう。

(3) 特定取引

プレミアム商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入もしくは借受けまたは役務の提供をいう。

(4) 特定事業者

特定取引を行い、受け取ったプレミアム商品券の換金を申し出ることができる事業者として、市が登録した者をいう。

(5) 大型店舗

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に定める大規模小売店舗をいう。

(6) 取次金融機関

特定事業者から換金の申出のあったプレミアム商品券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

3 プレミアム商品券の販売

(1) プレミアム商品券の発行単位は、1枚当たりの額面を1千円とし、13枚つづりで1冊とする。

(2) プレミアム商品券の販売額は、1冊当たり1万円とする。

(3) プレミアム商品券の1人当たり購入上限は1冊とする。

4 プレミアム商品券の使用

プレミアム商品券の使用については次のとおりとする。

(1) 1冊13枚つづりのプレミアム商品券のうち、10枚は大型店舗を除く特定事業者との間における特定取引、3枚はプレミアム商品券にかかる全ての特定事業者との間における特定取引において使用することができる。

(2) プレミアム商品券の使用期間は令和4年11月1日から令和5年1月15日までとする。

(3) 特定取引に使用されたプレミアム商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価

を上回る場合において、特定事業者は、当該上回る額に相当する金銭の支払は行わないものとする。

- (4) プレミアム商品券は、転売、譲渡および換金を行うことができない。
- (5) プレミアム商品券は、交付された本人またはその代理人もしくは使用者に限り使用することができる。
- (6) プレミアム商品券は、次に掲げる物品および役務の提供を受けるために使用することはできない。

ア 不動産または金融商品

イ たばこ

ウ 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

オ 国税、地方税、使用料等の公租公課

カ その他市長が定めるもの

5 購入引換券の交付申請

(1) 購入対象者のうちプレミアム商品券の購入を希望する者（以下「申請者」という。）は、購入引換券交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(2) 前号の交付申請書の提出方法は次のとおりとする。

ア インターネット上の申請用サイトを通じて提出する方法

イ 指定投函箱への投函または郵送による提出方法

6 代理人による購入引換券の交付申請

申請者に代わり、代理人として前項の規定による申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限る。

(1) 申請日時点における申請者の属する世帯の構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

7 購入引換券の交付決定等

(1) 市長は、第5項第1号の規定により提出された交付申請書を審査の上、購入対象者の要件を満たしていると認めるときは、当該申請者に対して購入引換券を交付するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、市長は、交付しようとする購入引換券にかかるプレ

ミアム商品券の冊数が、予定されたプレミアム商品券の冊数を超えるときは、公平かつ公正な方法による抽選の上、申請者の中から当選者を決定し、当該当選者に対して購入引換券を交付するものとする。

(3) 市長は、前2号の規定による申請者または当選者への購入引換券の発送をもって、購入引換券の交付決定および抽選結果の発表に代えることができる。

8 プレミアム商品券の購入等

(1) 購入引換券の交付を受けた購入対象者は、市長が別に指定する場所において当該購入引換券と引換えにプレミアム商品券を購入することができる。

(2) プレミアム商品券の購入期間は、令和4年11月1日から令和4年12月30日までとする。

(3) 第1号の規定により、プレミアム商品券を購入した者は、購入後のプレミアム商品券の全部または一部に相当する金銭の払戻しを請求することはできないものとする。

9 特定事業者の登録等

(1) 市長は、別に定める募集要項により、特定事業者を募集し、応募者を審査の上、登録し、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付するものとする。

(2) 市内の商店街、事業協同組合等は、その構成員である事業者に代わって、前号の募集にかかる応募を行うことができる。

10 特定事業者の責務等

(1) 特定事業者は、特定取引においてプレミアム商品券の受取を拒むことができない。

(2) 特定事業者は、プレミアム商品券の交換、譲渡および売買をすることができない。

(3) 特定事業者は、市と適切な連携体制を構築するほか、前項第1号の募集要項に定める事項を遵守するものとする。

(4) 市長は、特定事業者が前項第1号の募集要項に定める事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができるものとする。

11 プレミアム商品券の換金手続

(1) 市長は、特定取引においてプレミアム商品券が使用された場合は、当該特定取引にかかる特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

(2) 前号の場合において、特定事業者は、別に市長が定める取次金融機関に、第9項第1号の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、特定取引において受け取ったプレミアム商品券を提出して、券面記載の金額の換金を申し出るものとする。

(3) 前号の換金の申出期限は、令和5年1月31日までとし、換金の方法は、特定事業者の預金口座への振込みの方法によるものとする。

12 プレミアム商品券に関する周知

市長は、プレミアム商品券にかかる事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により、市民への周知を行うものとする。

13 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 購入引換券の交付を受けた購入対象者が、第8項第2号の期間内に同項第1号の規定によるプレミアム商品券の購入を行わなかった場合は、当該購入対象者がプレミアム商品券の購入を辞退したものとみなす。

(2) 市長は、第7項の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、市が期間を定めて申請書の補正を要求したにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責めに帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

14 不当利得の返還

市長は、購入引換券の交付後であって、当該購入引換券を交付された者が、購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次のとおり対応するものとする。

(1) 返還対象者がプレミアム商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者がプレミアム商品券を購入した後で、プレミアム商品券を使用する前にあっては、返還対象者にプレミアム商品券の返還を求め、プレミアム商品券の返還が行われた後、返還されたプレミアム商品券の購入代金を返還する。

(3) 返還対象者がプレミアム商品券を使用した後にあっては、返還対象者に使用したプレミアム商品券の券面金額の返還を求める。

15 その他

この要綱に定めることのほか、この事業の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

16 実施期日等

この要綱は、令和4年8月9日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策 キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失を被っている青梅市内（以下「市内」という。）の事業者を支援し、市内経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症防止策として、新しい生活様式を推進するためのキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部または一部を、適切な事業運営ができる者に委託することができるものとする。

3 事業内容

この事業において、市は、キャッシュレス決済事業者（二次元コードを利用し一般的な購買に繰り返し利用できる決済手段を提供する事業者をいう。以下「決済事業者」という。）との協力により、市内の対象店舗で決済事業者が提供する決済手段で買物をした者に対し、支払額の30パーセントに相当する額の購買に使用できるポイント（以下「還元ポイント」という。）を付与する。

4 決済事業者の選定

青梅市長（以下「市長」という。）は、この事業を実施するに当たり、市内における決済手段の提供状況等を考慮した上で、前項の事業内容を履行可能な決済事業者を選定するものとする。

5 対象店舗の選定

市長は、前項の規定により決済事業者を選定したのち、決済事業者が提供する決済手段を利用可能な市内の店舗のうち、店舗規模、業種等を考慮した上で、事業対象店舗（以下「対象店舗」という。）を選定するものとする。

6 ポイントの付与

(1) 市長は、対象店舗において決済事業者が提供する決済手段による購買（以下「対象購買」という。）を行った者に対し、還元ポイントを付与するものとする。ただし、1回の購買につき3,000円相当、1月につき10,000円相当の還元ポイントを上限とする。

(2) 還元ポイントは、令和4年10月1日から同年10月31日までの対象購買について付与するものとする。

7 精算

決済事業者は、各月における還元ポイントの使用実績を取りまとめて、市長に当該還元ポイントに相当する金額の請求を行うものとし、市長は当該請求にもとづき、支払を行うものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和4年8月9日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策 デジタル化促進支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策として青梅商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する、デジタル化促進支援事業に要する経費を予算の範囲内で補助することに関し必要な事項を定め、当該事業の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 補助対象者

令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、会議所とする。

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、新型コロナウイルス感染症対策として会議所が青梅市の区域内の事業者に対して実施するデジタル化促進支援事業とする。

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとし、別表に定める項目を対象とする。ただし、第1号から第4号までの経費を他の当該各号のいずれかと同時に対象とすることはできない。

- (1) IT機器等導入支援
- (2) IT活用支援
- (3) キャッシュレス決済導入支援
- (4) フォローアップ支援

(5) その他会議所の支援事業実施にかかる経費であって、青梅市長（以下「市長」という。）が認めるもの

5 補助金の交付額

補助金の額は、補助対象経費の区分に応じて別表に定める1事業者当たりの金額を合算した額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

6 交付申請

会議所の長は、補助金の交付を受けようとするときは、令和4年度青梅市新型コロナウイルスデジタル化促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による補助金の交付申請があった場合において、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、会議所の長に通知するものとする。

8 申請内容の変更等

前項の規定による補助金の交付決定を受けた会議所の長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

9 実績報告

会議所の長は、補助事業の完了の日から起算して1月を超えない日または補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定等

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認める場合

は、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により、会議所の長に通知するものとする。

(2) 市長は、会議所の長からの請求にもとづき、補助金の支払を行うものとする。

11 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

12 実施期日等

(1) この要綱は令和4年8月30日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項、第5項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額 (1事業者当たり)
I T 機器等導入支援	機器購入費、ソフト購入費、ソフト利用料、機器等リース料、I T 環境構築費、委託費、専門家支援費	30万円以内
I T 活用支援	ソフト購入費、ソフト利用料、E C サイト構築費、I T 環境構築費、委託費、専門家支援費	30万円以内
キャッシュレス決済導入支援	機器購入費、ソフト利用料、環境構築費、委託費、専門家支援費 ※QRコード決済のみを導入する場合は機器導入支援費のみが対象	15万円以内 ※QRコード決済のみを導入する場合は10万円以内
フォローアップ支援	令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策中小企業I C T 支援事業および令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業において支援を受けた事業者で支援内容のフォローアップを目的とした専	10万円以内

	門家支援費や従業員等のスキルアップに必要な経費	
その他	その他会議所の事業実施にかかる経費であって、市長が認めるもの	市長が定める額

備考 令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策中小企業ICT支援事業および令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業において支援を受けた者については、IT機器等導入支援は対象としない。また、他の区分においても過去に当該支援を受けた者については、同区分での支援を対象としない

令和4年度青梅市物価高騰対策キャッシュレス 決済ポイント還元事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市内（以下「市内」という。）において、コロナ禍における原油価格および物価の高騰に関して影響を受けている生活者を支援し、市内経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症防止策として、新しい生活様式を推進するためのキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部または一部を、適切な事業運営ができる者に委託することができるものとする。

3 事業内容

この事業において、市は、キャッシュレス決済事業者（二次元コードを利用し一般的な購買に繰り返し利用できる決済手段を提供する事業者をいう。以下「決済事業者」という。）との協力により、市内の対象店舗で決済事業者が提供する決済手段で買物をした者に対し、支払額の30パーセントに相当する額の購買に使用できるポイント（以下「還元ポイント」という。）を付与するものとする。

4 決済事業者の選定

青梅市長（以下「市長」という。）は、この事業を実施するに当たり、市内における決済手段の提供状況等を考慮した上で、前項の事業内容を履行可能な決済事業者を選定するものとする。

5 対象店舗の選定

市長は、前項の規定により決済事業者を選定したのち、決済事業者が提供する決済手段を利用可能な市内の店舗のうち、店舗規模、業種等を考慮した上で、事業対象店舗（以下「対象店舗」という。）を選定するものとする。

6 還元ポイントの付与

(1) 市長は、対象店舗において決済事業者が提供する決済手段による購買（以下「対象購買」という。）を行った者に対し、還元ポイントを付与するものとする。ただし、1回の購買につき3,000円相当、1月につき10,000円相当の還元ポイントを上限とする。

(2) 還元ポイントは、令和4年12月1日から同年12月31日までの対象購買について付与するものとする。

7 精算

決済事業者は、当該月における還元ポイントの使用実績を取りまとめて、市長に当該還元ポイントに相当する金額の請求を行うものとし、市長は当該請求にもとづき、支払を行うものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和4年8月30日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、従業員の奨学金返還支援を実施している青梅市の区域内（以下「市内」という。）の中小企業等に対し、当該支援にかかる経費の一部を補助することにより、市内に定着する人材の確保および市内の中小企業等の雇用促進を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する

中小企業者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

ウ その他青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認めるもの

(2) 従業員 中小企業等において、正規雇用である者のうち期間の定めがなく雇用されている者をいう。

(3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金をいう。

(4) 奨学金返還支援 中小企業等が、奨学金の返還額の全部または一部を従業員に対し手当等として金銭を支給する、または従業員に代わって奨学金を返還することにより、当該従業員による奨学金の返還を支援することをいう。

3 補助対象者

(1) 補助金の交付の対象となる中小企業等は、次のアからエまでのいずれにも該当する中小企業等とする。

ア 就業規則、賃金規程等の定めるところにより、従業員に対して奨学金返還支援を実施していること。

イ 市内に事業所を有し、1年以上事業を営んでいること。

ウ 市税を滞納していないこと。

エ 代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者がいないこと。

(2) 補助金の交付の対象となる従業員（以下「補助対象従業員」という。）は、次のアからオまでのいずれにも該当する従業員とする。

ア 奨学金返還支援の対象者であること。

イ 市内の事業所に勤める者であること。

ウ 補助金の交付を受けようとする年度の末日において40歳以下であること。

エ 大学（短期大学を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校、職業能力開発総合大学、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学、専修学校、高等学校その他市長が認める学校を卒業した者であること。

オ 法人の役員、代表者等の家族でない者であること。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度において中小企業等が奨学金返還支援により補助対象従業員に支給した手当等に要した費用とする。ただし、手当等を支給する一方で基本等の支給額を減額するなど、加えて手当等を支給している実態がない場合は当該経

費を対象としない。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助対象従業員1人につき10万円、一の中小企業等につき100万円を限度とする。

6 交付の申請

補助金の交付を受けようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認める書類については、この限りでない。

- (1) 補助対象従業員の雇用契約書または雇入通知書の写し
- (2) 補助対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 補助対象従業員の奨学金返還額および奨学生番号が分かる書類の写し
- (4) 就業規則、賃金規程等の手当等の支給根拠が分かる書類の写し
- (5) 中小企業等の市税納税証明書
- (6) 第3項第2号エに規定する学歴を証するものの写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

7 交付の決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

8 補助事業の変更等

- (1) 前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ア 変更の内容を証する書類の写し

イ その他市長が必要と認める書類

- (2) 市長は、前号の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

9 実績報告

交付決定者は、奨学金返還支援による手当等の支給が完了したときは、速やかに青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還支援により補助対象従業員に支給した手当等の額が分かる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

11 補助金の請求等

- (1) 交付決定者は、前項の通知を受けたときは、速やかに青梅市中小企業等奨学金返還支援補助金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号に規定する請求があったときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

12 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

13 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年10月18日から実施し、同年4月1日より適用する。ただし、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和4年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、コロナ禍における原油価格および物価の高騰によって営農に大きな影響を受けている農業者への支援を図るため、予算の範囲内において青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 青梅市の区域内（以下「市内」という。）に農地を有し、農産物等を市場へ出荷している市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人をいう。
- (2) 認定農業者および認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定にもとづき青梅市長（以下「市長」という。）が認定した認定農業者および認定新規就農者をいう。

3 補助金の対象者

この補助金の交付対象となる者は、農業者または認定農業者および認定新規就農者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年分の確定申告を行った者または法人としての決算を行った者であって、農産物等の販売金額が15万円以上であること。
- (2) 令和3年度時点で営農しており、令和4年度以降も継続予定であること。

4 補助金の交付額

- (1) 補助金の交付額は、令和3年分確定申告または法人にあつては直前の事業年度における決算書において農業にかかる経費として申告したもののうち、次の表の左欄に掲げる交付対象経費に、同表の右欄に掲げる補助率を乗じて得た金額の合計額とする。この場合において、合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

交付対象経費	補助率
肥料費の額	40パーセント
飼料費の額	20パーセント
動力光熱費の額	20パーセント

- (2) 交付額の上限は30万円とし、支給は1回限りとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 令和3年分確定申告書または法人にあつては直前の事業年度における決算書の写し
- (2) 振込先口座が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

6 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定による申請があつた場合、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、令和4年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援

補助金交付決定通知書（様式第2号）または令和4年度青梅市原油価格・物価高騰対応農家支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(2) 市長は前号の交付決定を行った場合、期日を定め、指定された金融機関の口座へ補助金を交付するものとする。

7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

8 実施期日等

(1) この要綱は令和4年8月30日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和4年度青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付要綱

1 目的

この要綱は、コロナ禍における原油価格の高騰により著しい影響を受けている公共交通事業者に対し、負担を軽減することにより事業継続を支援し、もって青梅市民の重要な移動手段である公共交通サービスの確保維持を図るため、青梅市地域公共交通事業者緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第4号に掲げる自動車運送事業を営業者を除く。

(2) タクシー事業者 法第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。ただし、福祉輸送に限定する事業を営業者を除く。

- (3) ケーブルカー事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の許可を受け、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第6号に掲げる鋼索鉄道事業を営む者をいう。
- (4) 交通事業者 乗合バス事業者、タクシー事業者およびケーブルカー事業者をいう。

3 対象者

支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、交通事業者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和4年9月1日（以下「基準日」という。）において青梅市の区域内（以下「市内」という。）に営業所を置いて事業を営み、かつ、当該事業を継続する意向であること。
- (2) 青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）第2項第3号に掲げる暴力団等でないこと。
- (3) 法人市町村民税または法人住民税（以下「法人住民税」という。）を滞納していないこと（課税権が他市区町村にあるものについては、当該法人住民税）。ただし、徴収猶予措置の手続をしている場合は、この限りでない。
- (4) その他支援金の目的に照らして適当でないと青梅市長（以下「市長」という。）が認める者でないこと。

4 交付額および交付回数

支援金の交付額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、支援金の交付は、1交通事業者につき1回限りとする。

- (1) 乗合バス事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する乗合バスの車両数に15万円を乗じて得た額。ただし、青梅市と乗合バス事業者との協定書に規定する公共負担の対象となる路線を運行する車両数を除く。
- (2) タクシー事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するタクシーの車両数に5万円を乗じて得た額
- (3) ケーブルカー事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する鋼索鉄道事業の用に供するケーブルカーの車両数に75万円を乗じて得た額

5 交付申請

支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年9月30日までに市長に申請するものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

- (2) 法第4条第1項または鉄道事業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し
 - (3) 在籍車両の数が確認できる書類
 - (4) 法人住民税に未納がないことを証明する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 6 交付決定等
- (1) 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
 - (2) 市長は、前号の規定により交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。
- 7 その他
- この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。
- 8 実施期日等
- (1) この要綱は令和4年9月1日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
 - (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された支援金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市移住・定住促進コンシェルジュ制度実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）へ移住を希望する者（以下「移住希望者」という。）の移住に関する相談体制および移住した者の定住に関する支援体制を整備するため、青梅市移住・定住促進コンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）制度の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 登録要件

コンシェルジュとして登録できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市に住民登録している18歳以上の者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 次項第1号に規定する申請を行う日（以下「申請日」という。）から過去10年の間に市へ移住してきた者

イ 自らの経験にもとづき、市での具体的な生活や魅力について移住希望者に伝えることができる者

3 登録方法

(1) コンシェルジュとして登録を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市移住・定住促進コンシェルジュ登録申請書(様式第1号)を記入の上、本人確認書類の写しを添えて青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する申請書が提出されたときは、遅滞なく内容を審査し、適当と判断される場合には、コンシェルジュとして登録し、当該申請者に登録者証を発行するものとする。

4 登録の有効期限

(1) 登録の有効期限は、申請日の属する年度の3月31日までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、コンシェルジュは有効期限の30日前までに、青梅市移住・定住促進コンシェルジュ登録辞退届(様式第2号)を市長に提出しないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

5 登録の変更

コンシェルジュは、登録内容に変更があった場合は、速やかに、青梅市移住・定住促進コンシェルジュ登録内容変更届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

6 登録の辞退

コンシェルジュは、当該活動が困難となった場合その他登録の辞退が必要と認める場合には、青梅市移住・定住促進コンシェルジュ登録辞退届(様式第2号)を提出するとともに、登録者証を返却するものとする。

7 登録の取消し

(1) 市長は、前項の規定によるもののほか、コンシェルジュが次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

ア 第2項各号の要件に該当しなくなったとき。

イ 登録の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

ウ その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(2) コンシェルジュは、前号の規定により登録を取り消された場合は、登録者証を返却しなければならない。

8 活動内容

コンシェルジュは、市からの依頼にもとづき、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 移住希望者の移住に関する相談への対応および相談内容に応じた情報の提供

(2) 移住希望者が移住した後の定住および地域への定着支援

- (3) 市が実施する研修等への参加
- (4) 市が実施または参加する移住関連イベント等への参加
- (5) その他市長が必要と認める活動

9 報償金

- (1) 市長は、前項に規定する活動内容を行ったコンシェルジュに対し、報償金を予算の範囲内で支払うものとする。
- (2) 報償金の額は、1時間当たり3千円とし、1日の上限額は6千円とする。ただし、1時間に満たない時間については、1時間とみなし支払うものとする。
- (3) 移住関連イベント等への参加のため、片道30キロメートル以上にある遠隔地へコンシェルジュを派遣する場合は、3千円を加算することができる。

10 服務

- (1) コンシェルジュは、当該活動の際は、登録者証を必ず携行するものとする。
- (2) コンシェルジュは、第8項に規定する活動内容について、その実施状況等を市長に報告するとともに、必要に応じ、活動にかかる指示を受けなければならない。
- (3) コンシェルジュは、活動上知り得た情報を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (4) コンシェルジュは、当該活動を通じて、政治、宗教および営利に関する活動を行ってはならない。

11 保険の加入

市長は、コンシェルジュの活動中の事故等に備え、コンシェルジュを対象とする保険に加入するものとする。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

13 実施期日

この要綱は令和4年8月23日から実施する。

青梅市民みんなでおもてなし事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）への移住を検討する移住希望者に対し、市の魅力を体験する場を提供する事業（以下「おもてなし事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、行政、市民および団体等が一丸となり、移住・定住の促進を図ることを目的と

する。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 市外に住民登録があり、市への移住を検討している者およびその家族をいう。
- (2) 先輩市民 市内に住民登録がある者で、市での暮らしや市の魅力を把握しており、移住希望者にそれらを伝えることができるものをいう。
- (3) 団体等 先輩市民である個人、市内に事業所を置く法人または市民1人以上を含む5人以上の構成員によって組織された団体をいう。ただし、団体の場合は、運営に関する規約または会則があるものに限る。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体等であること。
- (2) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 政治および宗教活動を目的としないものであること。
- (4) 団体等（市町村税の納税義務がない団体にあつては当該団体の代表者）が納付すべき市町村税および国民健康保険税で、納期が到来しているものを完納していること。

4 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 次のいずれかの体験機会を移住希望者に提供するための事業であつて、移住希望者に対して地域住民との交流の機会を創出するとともに、市の魅力紹介も含めて実施されるものであること。

ア 市での暮らし

イ 自然、歴史、文化等、市の魅力を実感できるレクリエーション

- (2) 市が実施する移住・定住促進施策と連携するとともに、自発的な活動につながる事業とすること。
- (3) 法人または団体が実施する際は、先輩市民を配置すること。
- (4) 参加者から参加料を徴収する場合は、実費相当額とすること。
- (5) 市内で実施すること。
- (6) 公序良俗に反する内容または社会通念上適切でない内容を含まないこと。
- (7) 事業を実施する上で知り得た移住希望者等に関する情報を他人に漏らし、また

は他の目的に使用しないこと。

(8) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売または販売のあっせん等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。

(9) この要綱にもとづく補助金の交付を受けようとする事業について、他の補助金の交付を受けていないこと。

(10) 青梅市長（以下「市長」という。）が補助することが適当と認めるものであること。

5 補助対象経費

(1) 補助金の対象となる経費は、別表に掲げる補助対象事業に要する経費から当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費とする。ただし、次に該当するものは補助金の対象としない。

ア 人件費その他の補助対象団体等の恒常的な運営経費

イ 施設の整備経費または維持管理経費

ウ 備品購入費

エ 飲食店での飲食費および弁当などの購入費。ただし、事業の一環として、参加者が自ら調理するための食材費は除く。

オ 宿泊費

カ 現地までの交通費。ただし、講師等を外部から招へいする場合の、当該講師等の旅費は除く。

キ 記念品や賞品の購入等にかかる経費

ク その他事業実施に直接関わらない経費または社会通念上適切でない経費

(2) 前号の経費の算定に当たり、別表の食材費および体験型レクリエーション費については、当該合計額が総事業費の2分の1を超えない額とする。

6 補助金の交付額

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の種別ごとに別表の補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同一団体等への交付は、同一年度において20万円を限度とする。

7 補助金の交付申請

補助金を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、次に掲げる書類を添えて、青梅市民みんなでおもてなし事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 申請団体等が法人または団体の場合には、その活動内容がわかる概要説明書

(3) 収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

8 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があった場合は、次項に規定する青梅市民みんなでおもてなし事業補助金選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてその内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、青梅市民みんなでおもてなし事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請団体等に通知するものとする。

9 選定委員会

補助金の交付の可否および交付額を審査するため、選定委員会を置く。

(1) 選定委員会は、次の者をもって組織する。

ア 委員長 都市整備部長

イ 副委員長 住宅課長

ウ 委員 秘書広報課長、市民活動推進課長および社会教育課長

(2) 委員長および副委員長の職務

ア 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 会議

ア 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

イ 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席または資料の提出を求めることができる。

ウ 委員長は、委員会の会議で協議した結果をまとめ、市長に報告する。

10 事業の変更等

(1) 補助金の交付決定を受けた団体等（以下「補助決定団体等」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、青梅市民みんなでおもてなし事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ市長の了承を得た軽微なものについては、この限りでない。

ア 事業の内容を変更しようとするとき。

イ 事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、その旨を青梅市民みんなでおもてなし事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により、補助決定団体等に通知するものとする。

11 実績報告

補助決定団体等は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、青梅市民みなでおもてなし事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 補助金等にかかる収支計算に関する事項を記載した決算書ならびに領収書その他当該収支計算にかかる収入および支出を証する書類またはその写し

(3) その他市長が必要と認める書類

12 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う調査等により補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市民みなでおもてなし事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助決定団体等に通知するものとする。

13 補助金の支払等

(1) 交付確定通知を受けた補助決定団体等は、補助金の支払を受けようとするときは、青梅市民みなでおもてなし事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(2) 前号の規定する請求書を受けた市長は、内容を確認の上、速やかに当該補助金を支払うものとする。

14 概算払

(1) 補助決定団体等は、前項の規定にかかわらず、選定委員会で協議した上、市長が認める事業について、補助金の概算払を受けることができる。

(2) 前号の規定による補助金の概算払を受けようとする補助決定団体等は、青梅市民みなでおもてなし事業補助金概算払請求書（様式第8号）により市長に請求しなければならない。

15 交付決定の取消し

(1) 市長は、補助決定団体等が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部または全部を取り消すものとする。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。

ウ 第10項の規定により事業の変更または中止もしくは廃止の承認を受けたとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の取消しをしたときは、補助決定団体等に対し、青梅市民みなでおもてなし事業補助金交付決定全部（一部）取消通

知書（様式第9号）により、速やかに通知するものとする。

16 市による情報発信等

市は、市ホームページのほか市の移住・定住促進ポータルサイト等において、補助決定団体等が実施する事業に関する情報を発信するなど、必要な協力を行うものとする。

17 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

18 実施期日

この要綱は、令和4年8月23日から実施する。

別表

種 別	補助率	内 容
講師謝礼	10/10	外部講師、司会等への謝礼
講師旅費		外部講師、司会等の交通費
交通費		市内で移動する際の公共交通乗車料金
消耗品費		事務用品、感染症対策用品等
印刷製本費		チラシ、ポスター、その他資料印刷代
燃料費		灯油代等
役務費		郵便料、通信費、保険料等
委託料		会場設営費等
使用料および賃借料		会場使用料、設備賃借料等、バス等借上料
その他の経費		その他特に市長が認める経費
食材費	1/2	調理する際の材料
体験型レクリエーション費		レンタルサイクル、ラフティング等

青梅市立学校医療的ケア実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市立小学校および中学校（以下「学校」という。）において、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）に対し、

安全かつ適切に医療的ケアを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 喀痰吸引、経管栄養、導尿その他の医師の指導のもとに保護者が日常的に家庭で行う医療行為のうち、医療的ケア児の主治医が学校において実施することに支障がないと認めたものをいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。
- (3) 主治医 医療的ケア児のかかりつけの医師のうち、医療的ケアに関する必要な医学知識、技能および緊急時の対応について指示を行う医師をいう。
- (4) 看護師等 保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。

3 対象者

医療的ケアの対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が医療的ケアの実施を決定し、学校に就学することが適当と認めた者
- (2) 医療的ケアの実施に当たり、保護者が第5項各号に規定する事項に同意した者

4 実施校

医療的ケアを実施する学校（以下「実施校」という。）は、この要綱にもとづき教育委員会が別に定める。

5 申請

医療的ケアの実施にかかる申請をしようとする保護者は、次に掲げる事項に同意の上、学校における医療的ケア実施申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に学校における医療的ケアに関する主治医指示書（様式第2号。以下「主治医指示書」という。）を添付し、医療的ケア児が通学し、または通学を予定している実施校の校長（以下「校長」という。）および教育委員会に提出するものとする。

- (1) 登校時に医療的ケア児の健康状態について、通学する実施校に報告すること。
- (2) 医療的ケア実施に必要な器具、消耗品等を準備し、点検および整備の上、登校当日に通学する実施校へ持参するとともに、これらにかかる費用を負担すること。
- (3) 緊急時における連絡先を通学する実施校に届け出ること。
- (4) 医療的ケアにかかる必要書類の提出、看護師等に対する主治医の指導における立会い、看護師等が実施する医療的ケアにおける立会い等に協力するとともに医療機関に対する医療費（看護師等に対する主治医の指導にかかる費用等）および文書料（主治医指示書等）を負担すること。

- (5) 医療的ケア児の健康状態により、医療的ケアの内容に変更があるときは、通学する実施校および看護師等に報告すること。
- (6) やむを得ない事情により看護師等が不在となる場合は、通学する実施校の求めに応じて必要な協力をすること。
- (7) 実施校で看護師等による医療的ケアを受けた後、次回の医療的ケア実施までに医療的ケア児に異状を認めた場合は、速やかに主治医の診察を受けるとともに、通学する実施校にその旨を報告すること。

6 医療的ケアの実施決定

- (1) 校長は、前項の申請書が提出されたときは、校内の関係者（校長、副校長、養護教諭、担任、学校医等）で医療的ケアの実施について協議し、検討結果を学校における医療的ケア実施検討結果報告書（様式第3号。以下「医療的ケア実施検討結果報告書」という。）により、教育委員会に提出するものとする。
- (2) 教育委員会は、前号の医療的ケア実施検討結果報告書が提出されたときは、実施校の検討結果を十分に精査の上、医療的ケアの実施の可否を決定し、学校における医療的ケア実施決定通知書（様式第4号。以下「医療的ケア実施決定通知書」という。）により保護者へ通知するとともに、学校における医療的ケアの実施決定について（様式第5号）により校長へ通知するものとする。

7 医療的ケアを行う者

- (1) 医療的ケアは、主治医指示書および医療的ケア実施決定通知書にもとづき、実施校に配置し、または委託する看護師等が実施するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、看護師等がやむを得ない事情により医療的ケアを実施できない場合は、保護者と協議の上、当該保護者が医療的ケアを実施するものとする。

8 看護師等の配置等

教育委員会は、医療的ケアの実施を決定したときは、医療的ケア児が通学する実施校に看護師等を配置し、または委託する。

9 医療的ケアの実施

- (1) 医療的ケアは、医療的ケア児が通学する実施校敷地内で行うものとする。
- (2) 実施校に配置し、または委託された看護師等は、保護者からの健康状態に関する報告および主治医指示書にもとづき医療的ケアを実施し、実施内容を記録するとともに、校長に報告するものとする。

10 報告

校長は、医療的ケアの実施内容等を確認し、毎月5日までに前月分の当該実施内容を教育委員会へ報告するものとする。

11 医療的ケアの中断

- (1) 保護者は、医療的ケア児が入院等により14日以上登校しない場合は、医療的ケアを中断する日の7日前まで（緊急やむを得ない事情がある場合を除く。）に学校における医療的ケア実施中断届（様式第6号）を教育委員会に提出するものとする。
- (2) 保護者は、医療的ケアの再開を希望するときは、医療的ケアを再開する日の7日前までに教育委員会に連絡するものとする。

12 医療的ケアの終了

教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、医療的ケアを終了するものとする。

- (1) 保護者から学校における医療的ケア実施終了届（様式第7号）が提出されたとき。
- (2) 医療的ケア児が実施校に在籍しなくなったとき（院内学級に入級する場合を除く。）。
- (3) 主治医から医療的ケアを終了する旨の指示があったとき。

13 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、医療的ケア実施にかかる必要な事項については、教育委員会が別に定める。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年10月1日から実施する。
- (2) 申請その他医療的ケアを実施するために必要な準備行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。